

農中総研 調査と情報

2016.11 (第57号)

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

中国のトウモロコシ政策の転換

—価格支持の廃止から輸入増へ— 阮 蔚 2

● 農漁協・森組 ●

JA と生協の連携を通じた地域農業振興

—JA しまね・島根おち地区本部によるハーブ米の取り組み— 山田祐樹久 4

海を守る漁協の活動史

—わかしお石鯨の誕生— 田口さつき 6

生協のダイバーシティ・マネジメント

—阪神友愛食品の取り組み— 古江晋也 8

● 経済・金融 ●

「中央全面深化改革領導小組」の取り組み 王 雷軒 10

■ 寄 稿 ■

農林水産物・食品輸出と TPP

弘前大学 農学生命科学部 准教授 成田拓未 12

■ 現地ルポルタージュ ■

酪農経営を下支えする畜産バイオマス発電と再生敷料

—北海道江別市・(有)小林牧場の取り組み— 河原林孝由基 14

衛生管理の高度化と観光業との連携に向けて

—茨城県磯崎漁業協同組合— 亀岡鉦平 16

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 18

■ あぜみち ■

美しい日本の原風景を失わないためにできること

久留女木竜宮小僧の会 事務局 鈴木一記 20

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

中国のトウモロコシ政策の転換

—— 価格支持の廃止から輸入増へ ——

主席研究員 阮 蔚

1 トウモロコシの価格支持政策を廃止

米国オバマ政権は2016年9月13日、中国をWTO(世界貿易機関)に提訴した。中国は小麦やトウモロコシ、コメの生産者にWTOが認める基準を1,000億ドル近く上回る補助金(価格支持)を支給し、これが中国の生産拡大と世界的穀物価格の低下をもたらし、米国の農家に損失を与えたと米政府は主張している。米国の主張が事実かどうかは別として、提訴の根拠となっている「価格支持」は近年、中国農政を悩ませている政策であり、中国自身が転換したいと願望し、すでに着手しているものである。

中国の価格支持政策の転換の模索は14年に大豆と綿花から始まった。大豆と綿花への価格支持を14年度から廃止し、価格形成を市場に委ね、政府があらかじめ設定した目標価格と現実の市場価格との差額を農家に補てんする直接所得補償、いわば「不足払い制度」への転換を実施した(阮 蔚(2015)「中国における不足払い制度の模索」『農林金融』8月号)。これは、米国が73年から実施してきたものと同様の政策を中国が採用したと言ってよい。

大豆と綿花での実施経験を踏まえて、16年度にトウモロコシの価格支持について抜本的改革に着手した。16年秋の収穫分から政府の支持価格による買い支えを廃止し、「買付けの市場化」+「生産者への補てん」という仕組みへと転換するものだ。この仕組みは、価格形成を市場に委ね、生産者に対して直接所得補償を行うものであり、その意味では本質的には大豆の不足払い制度と同じである。ただ、補てんの方法については後述のように政府の

意思をより強く反映できるようにした。

2 輸入増と在庫増をもたらした価格支持

中国の価格支持政策は、04年に食糧流通の完全市場化改革に伴い、食糧価格の安定と農家の利益を守るためにスタートした。重要品目の食糧が供給過剰に陥って価格が下落し農家が打撃を受けているときに、政府は主要産地において支持価格によって無制限の買付けを実施して供給過剰を解消し、市場価格を安定させるものである。

トウモロコシの価格支持政策は07年から東北4省・区(遼寧省、吉林省、黒龍江省と内蒙古自治区)という主要生産地に限定して導入された。ちょうど07年からの世界的な穀物価格の高騰によって、中国は食糧の国内増産を促す必要があった。また、農家の所得を上げて都市と農村との所得格差を縮小する政策目的もあり、中国政府は08年以降、支持価格の引上げでこの政策を強化した。その結果、07～14年の間にトウモロコシの支持価格は60%も引き上げられた。支持価格の引上げと政府の買付量に制限を設けなかったことによって、国内の市場価格は全般的に上昇し、当然のように毎年連続の大増産となった。

一方、トウモロコシの国際価格は12年頃に下がり始め、中国の輸入価格(CIF)は国産トウモロコシの市場価格を下回るようになり、その後価格差は拡大を続けた。飼料や澱粉生産など国内のトウモロコシの需要者は価格の高い国産品を避けて安い輸入トウモロコシおよびその代替品(大麦・ソルガム・DDGS〔トウモロコシ蒸留粕〕等)の使用を急増させ、15年に

はトウモロコシとその代替品の輸入量が4,000万トン以上にまで膨らんだ。

その結果、中国政府が高い支持価格によって買い付けたトウモロコシは在庫として倉庫に積み上げるしかなかった。中国政府の保有するトウモロコシ在庫は全世界の在庫量を上回る2.5億トンに達した。これは中国の年間消費量を上回るという途方もない水準である。中国は価格支持政策の全面見直しをせざるを得ないのは明らかだった。

3 国内市場価格の急落と輸入の減少

価格支持政策を廃止した16年産トウモロコシの収穫時期である10月下旬に入ると、東北地域のトウモロコシの市場買付価格は前年に比べ30%低い1,400元/トンに下がり、輸入価格に近付いている。

これから出荷のピークに向かって国産と輸入品との価格差がさらに縮小して国内ユーザーは国産品を使うようになり、その結果、トウモロコシおよびその代替品の輸入が減少するという流れが考えられる。実は、今年1－8月期の輸入量は、前年同期比トウモロコシ△32.2%、ソルガム△29.0%、大麦△59.2%、DDGS△44.1%とすでに全般的に縮小している。さらに、巨大な在庫を考慮すると、よほどの天候異常などがない限り、今後数年間、輸入は抑えられるであろう。

国産トウモロコシの価格競争力の回復によって輸入が減少し、巨大な在庫が消化されていくことは、まさにトウモロコシ価格支持政策の改革の狙いである。

4 単品で最大の生産者補てん額

価格の下落によって生産者が被った損失に対して政府は直接補てんを行うことになっている。ただ補てんの方法については大豆の不足払い制度と異なり、目標価格の設定も市場

価格の測定もする必要がなく、政府が補てんしたい水準を事前に決めて収穫時期に直接、生産者に支払う。

16年8月9日、財政部は東北4省・区に第一回のトウモロコシ生産者補てん額300億元超を支出した。これは、16年度のトウモロコシ価格支持政策の改革に向けて年初決めた金額であり、単品での生産者補てん額としては中国の農政史上最大のものとなっている。ただし、中国のトウモロコシ生産額と作付面積の大きさや大きく下げる可能性のある市場価格からみると、この金額は決して大きくはない。現実には、10月下旬のトウモロコシ市場買付価格(1,400元/トン)と東北4省・区の作付面積から計算した補てん単価は、大豆と綿花の補てん水準に比べて高いとは言えない。経済成長が減速し、財政状況が悪化するなかで政府の財政支出を抑えたい意図と、トウモロコシ生産を抑えたい意図が表れている。

言い換えれば、この程度の補てん額、いわば直接所得補償では農家のトウモロコシ生産のインセンティブにはならず、コメや大豆、雑穀等への転作とトウモロコシの減産につながることが予測される。さらに、こうした補てんは東北4省・区に限定し、東北に匹敵する華北地域のトウモロコシ生産者には適用されていない。華北地域では価格下落による損失は生産者が丸抱え、来年には政府の狙いどおりトウモロコシ生産は減少するだろう。

こうした政策が奏功し、在庫消化がほぼ終わるところで何が起きるだろうか。間違いなく、トウモロコシと食肉の輸入増加である。米国は少し長い目でみれば、中国が大豆だけではなく、トウモロコシと食肉においても米国の農家にとってのいい顧客であることがわかるだろう。

(ルアン ウエイ)

JAと生協の連携を通じた地域農業振興

—JAしまね・島根おおち地区本部によるハーブ米の取組み—

研究員 山田祐樹久

高齢化や人口減少に直面するなか、JAしまね・島根おおち地区本部(以下「島根おおち地区本部」)は生協ひろしまとの協同組合間連携を通じ、「ハーブ米」の取組みを活発化させることで、地域農業の振興に大きく貢献している。

1 ハーブ米生産の契機と展開

島根おおち地区本部は、邑智郡邑南町・川本町・美郷町、江津市桜江町を管内としている。管内は高原地帯に位置し、昼夜の寒暖差に由来する良食味米の産地であるとともに、ハーブや有機農産物の栽培も盛んに行われてきた。

このような地域的特徴を組み合わせる形で、2003年度からハーブ米の栽培が始まった。ハーブ米とは、稲刈り後の圃場^(注1)にハーブを播種し、田植え前にすき込んで緑肥とすることで、慣行栽培と比べ化学肥料を99%、農薬を50%以上カットした特別栽培米である。

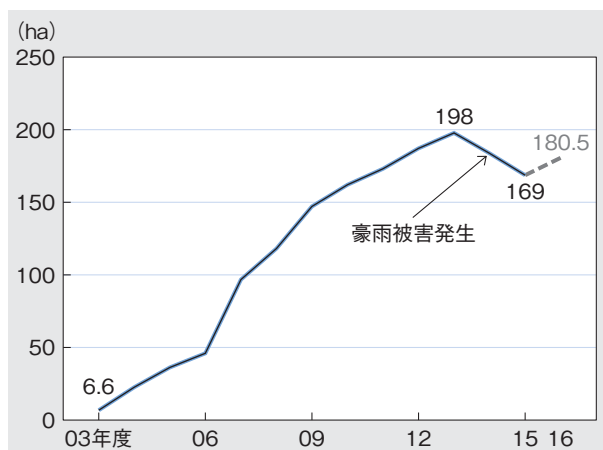
その栽培過程は厳格に管理されている。生産者はエコファーマーの認定を受けるとともに、JAとの協定と契約を毎年結んでいる。また、ハーブ米に特化した生産履歴の導入や、ハーブの生育に応じた施肥指導^(注2)、肥料・農薬の使用基準に関する説明会などを通じ、JAは管理を徹底している。その成果として、11年度より環境保全型農業直接支払交付金の対象となっている。また、09年には「石見高原ハーブ米[®]」として商標登録を取得し、15年の「第12回お米日本一コンテスト in しずおか」では最終審査に進むなど、食味が高く評価されている。

慣行栽培と比べ、ハーブ米の単収はおおむね1割程度低下する。それにもかかわらず、作付面積は03年度(開始時点)から15年度にかけて、6.6haから169haへと飛躍的に拡大した(第1図)。なお14年度以降、作付面積は縮小に転



田植え前のハーブ米圃場
(画像提供：島根おおち地区本部)

第1図 ハーブ米作付面積の推移



資料 島根おおち地区本部提供資料
(注) 16年度は計画。

じているが、これは豪雨災害で作付けできなくなった圃場があるためであり、16年度は回復が見込まれている。

作付面積の拡大を支えてきたのは販路の確保である。出荷量全体のうち約8割が生協ひろしま向けであり、さらに現状以上の出荷を同生協から要望されている。その背景には食味の良さに加え、長年続けられてきた協同組合間連携の取組みが挙げられる。

2 生協ひろしまとの連携の深化

広島市は県をまたいでいるものの、管内から最もアクセスが良い消費地であり、80年代に野菜産直を中心として、生協ひろしまとの連携が始まった。後には、生産者と消費者を含む産直学習会や田植え・稲刈り交流会が開催されるなど、産消連携が深まっていく。

近年では、09年に「環境を守る農業宣言」を両組合名(当時)で公表し、13年には「協同組合間の『協同』と『提携』に関する協定書」を交わすなど、連携内容の高度化に継続的に取り組んでいる。宣言や協定書では、環境に配慮して生産された農産物の取引拡大や、生協職員・組合員を対象とする農業体験の推進が標榜されており、ハーブ米の取組みはその主役に位置付けられている。

水田での農業体験・交流会は95年から毎年開催されてきた。ハーブ米生産の導入以降はハーブ米圃場で開催されており、現在は島根おおち地区本部が管理する「生協ふれあい田」にて田植えや草刈り、稲刈りの体験、生き物



田植え交流会の様子
(画像提供：島根おおち地区本部)

調査などが行われている。参加者の主体は生協ひろしまの組合員の親子であり、1回の交流会につき、総勢60～80名程度の参加がある。交流会は食農教育の場となるだけでなく、ハーブ米に親しんでもらうことで、産地をアピールする重要な機会ともなっている。

08年からは、生協ひろしまの有志職員で「石見米づくりの会」が結成され、年間を通じハーブ米栽培の体験に取り組んでいる。同会員は、交流会のコアメンバーとなっており、協同組合間の人的な結びつきも強まっている。

3 協同組合間連携による地域農業振興

生協ひろしまとの多角的な連携を通じたハーブ米生産の拡大は、農業者の所得増大とともに、環境保全にも効果を発揮している。先の交流会の生き物調査では、数・種類ともに生物が豊富に存在していることが確認されている。協同組合間連携の深化のもと、地域農業が持続的な発展を遂げている事例と言える。

(やまだ ゆきひさ)

(注1) 使用されるハーブの種類は、レッドクローバーもしくはクリムソンクローバーである。

(注2) ハーブの生育が良いほど、施肥量を削減することができる。

海を護る漁協の活動史

—わかしお石鯿の誕生—

主任研究員 田口さつき

1 石鯿「わかしお」とは

天然石鯿「わかしお」は、1973年の発売以来、漁家の女性達に愛用されてきた。この石鯿は、天然油脂から作られており、分解されやすく川や海など環境への影響が少ないことから、多くの漁協の購買事業で取り扱われている。現在、「わかしお」はエスケー石鯿株式会社が製造し、全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」)の内部組織である全国漁協女性部連絡協議会がJFブランドとして販売している。

「わかしお」の根底には、組合員100人ほどの小さな漁協の草の根運動がある。

2 川口漁協と石鯿の出会い

千葉県房総半島南部の千倉町川口漁業協同組合(以下「川口漁協」)では、組合員はあま漁や刺網漁を行い、良質なアワビ、サザエ、イセエビ、ヒジキなどを水揚げしていた。しかし、価格交渉力がなく、浜値が品質に見合ったものでないことから、1960年代から役職員が一丸となって直販事業に取り組み始めた。

同組合が天然石鯿に関心を持つようになったのも直販事業の推進中に得た情報からである。60年代後半に植木泰滋氏(元参事)らが東京都庁に学校給食向けに海産物の売り込みにいったところ、都職員から「学校給食など都が関わる以上、この魚が安全かどうか問われてくる。そのため、検査してほしい」と言われた。続けて、「工場排水は水俣病以来の反省から規制されていく。これからは、家庭からの雑排水が海を汚すことになる恐れがある」と、合成洗剤の問題について説明を受けた。同時に植木氏らは環境にやさしい「母親シャボン」

という石鯿の存在を教えてもらった。

この件で、同組合は、海産物に対する消費者の安全安心への高い関心を真摯に受け止め、合成洗剤への研究に進むこととなる。

3 2つの活動

同時期に、川口漁協には丸山正二郎という職員がいた。その兄の丸山隆一郎氏は勝浦市の鵜原漁協でアワビの増殖事業を担当していたが問題を抱えていた。アワビの種苗栽培は、1年目はうまくいったが、2年目は奇形や斃死が続出していたのだ。その原因を隆一郎氏が考えていたときに、弟の正二郎氏を通じ、合成洗剤の情報を得た。すると、稚アワビの付着器を合成洗剤で洗っていたことに思い当たった。そこで合成洗剤の利用をやめたところ、孵化・生存率が上昇した。また、母親シャボンを取り寄せ、付着器の洗浄に使ってみたところ、問題なく育てられた。これを受けて、川口漁協は「海と暮らしを護る会」を結成し、丸山兄弟を中心に勉強会を続けた。



「海と暮らしを護る会」
機関誌創刊号

また、漁村の生活排水で海を汚さないために、組合と婦人部が一体となり、合成洗剤の問題を婦人部活動のテーマにした。併せて、指導課に女性職員を配属し、婦人部の活動を支援した。婦人部は合成洗剤に対し、「使わない、買わない、送らない」の三ない運動と石鹼利用運動を展開した。女性のネットワークを通じ、近隣の漁家の生活のなかに石鹼の使用が普及していった。次第にこの活動が他地域にも知られ、講演に来てほしいという連絡が全国から組合に寄せられるようになった。

4 石油ショックが転機に

ところが第一次石油危機の発生による混乱から、石鹼はおろか、合成洗剤も小売店の棚からなくなった。この事態を受け、川口漁協にも石鹼についてどう入手したらいいかと問合せが来るようになった。

千葉県市原市五井にチッソ株式会社の工場があり、石鹼の原料であるソーダ灰を作っていた。そこで、植木氏らが五井の工場まで赴き、工場長に「千葉県の漁業者が困っているので石鹼を作るための原料をエスケー石鹼株式会社に送ってほしい」と頼んだ。これにより、事態が開かれた。新たに供給された石鹼がとてもよく売れたのをみて、漁協ブランドで石鹼を開発普及する機運が盛り上がった。

これを「海と暮らしを護る会」に参加していた千葉県漁業協同組合連合会(以下「千葉県漁連」)の指導担当職員が聞きつけ、同会が窓口となってエスケー石鹼株式会社と交渉し、共同開発を進めた。そして、製品化された石鹼を「わかしお」と名付け、漁協の購買事業で取扱いを開始した。

(注1)当時、合成洗剤に使われていた窒素や界面活性剤アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(ABS)の問題が深刻化していた。

(注2)母親シャボンは、太陽油脂株式会社が製造。2015年に廃番となる。



今でも、東安房漁協に残る視覚教材(魚は刺繍)

5 全国の漁協に普及へ

しかし、「千葉県内の漁協が使っているだけでは海への影響は微々たるものである、全国に普及させなくては」という考えから千葉県漁連が全漁連に「わかしお」を紹介した。そのときに、全漁連から川口漁協にこれまでにかかった開発費などの扱いについて聞かれた。すると、同組合は、「海をきれいにするために権利は一切要求しません」と回答した。

これにより、全国漁協婦人部連絡協議会(現在のJF全国女性連)が「わかしお」の販売元となり、全国の漁協の女性部による「わかしお」利用運動が拡大していったのである。そして今日では、漁民が海を公害から護る活動のシンボルとして位置づけられている。

3度の合併を経て、川口漁協は東安房漁業協同組合となったが、現在でも、組合が窓口になって生協などの視察、漁業体験を受け入れ、海という環境と食文化を護ることを都市住民に伝え続けている。

海を護るために漁協系統が石鹼を開発し、漁家が使い続けるという例は世界にも稀有なことである。また、一地域の草の根の活動が全国に波及したことは新たな漁業協同組合間の系統運動そのものだったといえるのではないだろうか。

(たぐち さつき)

生協のダイバーシティ・マネジメント

——阪神友愛食品の取組み——

主事研究員 古江晋也

1 阪神友愛食品の設立

兵庫県西宮市にある阪神友愛食品株式会社(写真1)は、重度障害者多数雇用事業所に知的障害者能力開発センターを併設した生活協同組合コープこうべ(以下「コープこうべ」)の特例子会社である。

同社が誕生した1986年は、障がい者雇用がまだ一般的に浸透しておらず、職業訓練を実施する民間企業も少なかった。そのため兵庫県が、地域社会からの要請などを踏まえ、コープこうべ(当時の灘神戸生協)に働きかけを行った経緯から、阪神友愛食品は第三セクター方式による障がい者雇用のモデル企業として設立された(阪神友愛食品はコープこうべと兵庫県、^(注)阪神7市1町が出資している)。

事業内容は、たけのこ、ぜんまい、豚汁の具や筑前煮の具などの野菜の水煮パック、味付しいたけ、ひじき煮などのレトルトパック(写真2)を製造しているが、立ち上げにあたっ

ては、コープこうべの子会社協同食品センターからの技術指導を受けたという。現在、阪神友愛食品では21人の障がいのある社員が働いており、年間で230万パックの水煮商品を製造している。

2 能力開発センターの併設

阪神友愛食品の大きな特徴は、能力開発センターが併設されていることである。同セン



写真2 阪神友愛食品では豚汁の具、たけのこ水煮、筑前煮の具などを年間230万パック製造する



写真1 第三セクター方式で設立された兵庫県西宮市にある阪神友愛食品



写真3 阪神友愛食品の製造ライン。「安全・安心」をモットーに一つひとつ丁寧に製造している

ターは、兵庫県立障害者高等技術専門学院からの委託を受け、知的障がい者を対象に、1年間にわたって職業能力開発の訓練を行っている(定員15人)。設立以来29年間の訓練修了生は400人を数え、そのうち348人を一般企業への就職に導いてきた(直近10年間では修了生ほぼ全員の就職を実現している)。

訓練の基本的な流れは、朝礼、ランニングや縄跳びを通じての体力づくり、建物内外の清掃から一日が始まり、教室での学習と工場での作業実習を実施する。学習では生活に必要な国語力や計算に加え、社会常識や職場ルールを学ぶ。同センターの最大の特徴は、実際の生産ラインで作業実習ができること。水煮商品の選別、計量、箱づくりなどの業務を通じて、集中力、判断力、協調性を身に付けていく。

また、今年度は、コープこうべの事業所を活用した職場訓練を新たに開始した。訓練生が5人一組となり、コープこうべの店舗、宅配、物流センターなどの事業所での実務作業をのべ6週間体験する。この取り組みは、訓練生自身が将来働きたい業務を見極めるうえで、さまざまな気づきにつながるとともに、事業所での障がい者への理解も深まったという。

3 「ゆうあいサポート」の設立

2014年、コープこうべでは、障がい者就労支援の枠組みをさらに広げることを目的に、就労継続支援A型事業所「ゆうあいサポート」を阪神友愛食品の事業所内に設立(コープこうべ

100%出資)。コープこうべの店舗で回収された使用済ペットボトルのリサイクル事業を通じた就労支援の取り組みを開始した。現在9人の知的障がいのある社員が6時間勤務で業務に携わっている(リサイクル事業のほか、阪神友愛食品の工場で製造している野菜水煮商品の梱包や事業所の清掃作業も行っている)。

4 特例子会社の経営課題

阪神友愛食品はこれまで特別支援学校などからの見学も積極的に受け入れており、まだ就職に実感のわからない生徒たちも、同社で働く障がいのある社員または訓練生の姿を間近に見ることで「私も頑張ろう」という思いを新たにするという。このように阪神友愛食品は設立以来、地域社会からも大変頼りにされる存在となってきたが、近年では長年勤務してきた社員が年齢を重ね、機能の低下もみられるようになってきているという。そこで同社は現在、コープ共済のリーフレットなどを袋に封入する軽作業の受託業務を開始した。

近年、大手企業を中心に、特例子会社の設立が相次いでいるが、社員の高齢化はいずれ直面する課題となる。そうしたなか、社員のその時々への適性に配慮した業務をどのように構成していくのか、ということは特例子会社をはじめとした障がい者雇用に取り組む企業全体の課題でもあり、設立から20～30年を経た特例子会社の対応事例は、障がい者雇用の将来を考えるうえで大きな示唆を与えるといえよう。

<参考文献>

・ 阪神友愛食品資料

(注) 阪神7市1町とは尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町をさす。

(ふるえ しんや)

「中央全面深化改革領導小組」の取組み

主事研究員 王 雷軒

中国は1970年代末から30年以上にわたり10%近い高成長を続けてきた一方、最近は少子高齢化の進行、過剰設備・過剰債務、そして環境汚染の深刻化といった大きな課題も抱えるようになっている。これらの課題の解決には、いずれも複雑で様々な利害関係者が関わっているため、効率的かつ強力なリーダーシップが必要である。

こうしたなか、習近平政権は2013年末に「中央全面深化改革領導小組」（以下「改革領導小組」）という組織を設立した。発足から3年弱が経過したが、特に国民の関心が非常に高い戸籍・教育・医療等の問題点の解決にかかる政策文書を決定するなど、大いに注目されるようになっている。そこで、この改革領導小組の取組みを簡潔に紹介する。

1 改革領導小組の顔ぶれと6つのグループ

中国には、このような領導小組がいくつかあるが、代表的なものとして「中央財經領導小組」や「中央外事工作領導小組」などが挙げられる。領導小組とは、重要な政策決定過程において共産党が国家機関を指導するための組織であり、また、関係部門の意見を調整・集約する機能を果たす。これらは、通常、中央政治局常務委員を組長に関係部署のトップなどをメンバーとして構成される。

今回の改革領導小組は、習近平国家主席が組長を、李克強首相、および劉雲山・張高麗中央政治局常務委員が副組長を務めている。中央政治局常務委員7人中4人が改革小組の重要なポストを務めるという内容から、党指導部がこの改革領導小組をいかに重視してい

るかが分かる。この4人を含め党組織や國務院のリーダーたちも加わり、最高レベルの意思決定機構となっている。改革領導小組の下には、さらに具体的な6つのグループ(專項小組)を設立した。その6つのグループは以下のとおりである。

- ① 經濟体制および生態文明(環境)体制改革グループ
- ② 民主法制領域改革グループ
- ③ 文化体制改革グループ
- ④ 社会体制改革グループ
- ⑤ 党の建設制度改革グループ
- ⑥ 紀律(規律)検査体制改革グループ

これらグループの名称が示すとおり、改革領導小組は、經濟、政治、文化、社会、環境(生態)、党の建設、法治などの多方面にかかる改革を担っており、ほかの領導小組に比べて総合的かつ別格の存在となっている。

2 発足後162の政策文書も決定

この改革領導小組は発足後、14年1月22日の第1回会議から、16年8月30日まで合計27回の会議を開催し、162の政策文書を決定した。具体的にみると、14年に8回の会議で37の政策文書を、15年に11回の会議で65の政策文書を、16年8月末時点で、8回の会議で60の政策文書を決定した。月ごとにほぼ1回のペースで会議、1回の会議で平均6つの政策文書の決定が行われたことが分かる。

162の政策文書のテーマをみると、国全体のテーマのみならず、上海・寧夏・海南・青海・福建・北京・広東、重慶、新疆、湖北、浙江といった地域の個別事項も取り上げられてい

る。例えば、上海に関しては、上海の自由貿易試験区の拡大、司法改革の試みなどのテーマがあった。また、経済や社会などの多岐にわたるテーマのなか、最も多いのは社会保障や福祉に関するものである。以下では、大きく注目された戸籍制度の改革事例を取り上げて改革領導小組の取組みをみてみよう。

3 農業戸籍・非農業戸籍を「居民戸籍」へ

第3回会議(14年6月6日)は農業戸籍(農村戸籍)の廃止などを決める「戸籍制度の改革をさらに推進するための意見」を審議・決定した。その1か月後、国務院がこの「意見」の全文を公表した。これを受けて、地方政府が中央政府の方針に沿って相次ぎ具体的な方策を発表し取り組み始めた。そして、北京市政府が16年9月19日に「北京市人民政府が戸籍制度の改革をさらに推進するための実施意見」を正式に公表したことをもって、全国31の省・市・自治区の全てが戸籍制度の改革案を打ち出すに至った。これは約半世紀にわたって続いた農業戸籍・非農業戸籍(都市戸籍)という制度が終了したことを意味し、中国社会の二重構造の打破、都市・農村の一体化に向けての大きな前進といえる。

ただし、農業戸籍が廃止され、農民が「居民」になった後、教育、医療、社会保険、雇用などの面において、いかにして都市住民と平等に同質な公共サービスを享受できるかが問題となる。また、農業戸籍の廃止といっても、日本のように、住民票を移せば即座に転出先の住民になり、公共サービスを受けられるというわけではない。各地で取組みは異なるが、外地戸籍所持者が現地戸籍に入るための条件として一定期間以上の社会保険加入年数が求められるなど、国民が自由に移住できるわけではない。今後、農民から「居民」へという名称上の一文字の変化から住民サービ

スを含めた実質的な変化に至るまでには長い年月がかかるだろう。そのためには、農村と都市部のインフラの整備・拡充に必要な財政投入を一体化させることや、地域間の公共資源や社会福祉の格差を縮小することなどが必要となろう。

4 政策文書だけでなく、計画・実施・総括も

これまでの会議を確認してみると、改革領導小組が年初に年間の総合計画を、年半ばに実施状況のモニタリングを、そして年末にどこまでできたか、確認するというやり方を取っていることが分かる。例えば、14年の第2回会議で「中央全面深化改革領導小組2014年の活動要綱」を、第4回会議で「上半期における活動の進捗報告」を、第8回会議で「2014年の活動に関する総括報告」「中央全面深化改革領導小組2015年の活動要綱」を決定している。政策文書の発表で終わりではなく、決めたことは即座に実行し、実施後の状況进行评估するという特徴がある。

改革領導小組は14～16年の期間を制度改革の準備段階として、20年までに重要な領域やキーとなる分野の改革に大きな成果が生まれるような目標を掲げている。中国の改革を深化するためには、あらゆる既得権益の弊害を打破しなければならない。権力が集中しすぎだとの批判はあるが、これまで蓄積してきたひずみを是正するためには、このような小組が必要だともいえる。今後も改革領導小組の取組みを注視しなければならない。

<主要参考資料・WEB サイト>

- ・人民日報海外版 2016年9月15日、24日
- ・改革領導小組の会議内容：<http://xuan.news.cn/zt/shengai14.html>
- ・人民網<http://politics.people.com.cn/GB/8198/407364/index.html>

(オウ ライケン)

農林水産物・食品輸出とTPP

弘前大学 農学生命科学部 准教授 成田拓末

1 アベノミクスと農林水産物・食品輸出

2015年、日本の農林水産物・食品輸出額が過去最高を更新した。特に2013年以降の伸びが大きく、2012年の4,497億円から2015年の7,451億円へと66%増加した。年率18.8%の成長である。^(注1)

農林水産物・食品の輸出量の単位は多岐にわたるため、その総量の伸びを一つの単位で言い表すことはできないが、生産者価格を一定とすれば、円ベースでの輸出額の伸びは、輸出量の大幅な伸びを示すものと理解して良いだろう。

この大きな要因の一つは、為替相場の変動である。この間、いわゆるアベノミクスによる大規模な金融緩和によって、79.8円／ドル(2012年)から121円／ドル(2015年)へ、急速に円安が進んだ。^(注2)したがって、ドルベースで見れば、56.4億ドル(2012年)から61.6億ドル(2015年)へ、3年間で海外消費者は日本産農林水産物・食品に9.3%多く支払うようになったといえる。その増加率が円ベースではない点、また円高への反転があった場合にどのような反動が現れるのか、一抹の懸念も抱かせる3年間であった。

2 正確さを欠くマスコミ報道

ここで、この間の農林水産物・食品輸出にかかるマスコミの報じ方に着目してみたい。

例えば、テレビ朝日の2015年2月10日のニュースは、見出しにおいて「農林水産物の輸出額、過去最高」とした上で、本文で「2014年の農林水産物の輸出額は6,117億円に達し」ととしている。正しくは、「2014年の農林水産物・食品の輸出額は6,117億円に達し」たである。

産経新聞に至っては、「農産物輸出が最高和食ブームで急拡大 27年上期」と、「農産物」としか表記していない(2015年8月11日付)。正しくは、「農林水産物・食品」である。こうした見出しや記事が、農業者ではない、日本国民の圧倒的多数を占める消費者に発信されている。

ここで、「農林水産物・食品」輸出額の内訳を確認しておきたい。第2次安倍政権の第3の矢、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)は、2020年までに農林水産物・食品輸出額を1兆円(2012年4,497億円)とする目標を掲げている。その目標額の内訳は、加工食品5,000億円(2012年1,300億円)、水産物3,500億円(同1,700億円)、コメ・コメ加工品600億円(同130億円)、青果物250億円(同80億円)、牛肉250億円(同50億円)である。

以上から分かるとおり、農林水産物・食品の輸出額の大半は、加工食品や水産物で占められ、消費者一般が「農産物」と聞いて思い浮べるであろう青果物や、米、畜産物等が占める割合は一部にとどまっている。しかも目標の最大の重点は、加工食品の輸出額増大におかれている。

それらを十把一絡げに「農産物」といったのでは、多くの消費者は、米や野菜、果物、畜産物の輸出が数千億にも及び、また年々大きく伸び、政府もその輸出促進に力を入れているのだと見誤りかねない。

3 そしてTPPへ

表記に問題があるとはいえ、マスコミが伝えようとしている事実の存在は概ね確かである。「和食ブーム」のもとで、日本産農林水産

物・食品の輸出は伸びている。

続いて議論は、「TPPで関税を撤廃して一層の輸出促進を」と展開していく。

「TPP交渉への参加反対」と農業団体が声を上げればその都度報道され、TPPによる農業へのメリットとデメリットが論じられ、農業問題を軸とするTPP賛否論争がことさらに取り上げられた。

TPPにかかる農業問題は、重大な問題ではあるが一部を構成するに過ぎない。各国の歴史的文脈を無視して、社会と経済を規制するあらゆるルールを多国籍企業の視点で統一していこうという点、それを我々国民が飲めるか否かがTPPの是非の論点である。

勢いづく農林水産物・食品輸出に、TPPで一層のはずみを、といった論理でTPP肯定論が語られ、一般消費者は「農産物」の輸出に政府が熱心に取り組んでいると錯覚する。そのうえ、「小泉純一郎です。北京では、いま青森の『りんご』がひとつ2,000円で売られています。（中略）これにはびっくりしました。」（小泉内閣メールマガジン、第167号、2004年12月9日）と驚いてみせる。

当該りんごが1個500gに達する特別大玉で希少なりんごであること、輸送費、保険、関税、海外の流通業のマージンなどまで含んだ小売価格であるという説明は一切省かれている。輸出によって直ちに生産者の所得が増大するという構造にはなっていないのが実態である。そうした実態を知らずにいる多くの消費者は、さぞ儲かっているのだろうと錯覚する。政府やマスコミのミスリードである。

輸出で安直に儲かるなどと考えている農業者はほとんどいない。日本産農産物の9割以

上は国内で消費されている。輸出は数%を占めるに過ぎないし、手詰まり感のある農政のもと、輸出政策を農業の“希望の星”“ウルトラC”のごとく解する農業者はごく少数であろう。

一方で、一步一步着実に、農産物輸出を拡大していく試みを続けている農業者は少なからずいる。賢明な彼らの多くは、政府やマスコミのミスリードを見抜いている。

しかし、国全体の意思決定の帰趨は、今や圧倒的多数の消費者によって握られている。

4 反転、円高も旺盛な海外需要

2016年は、一転して急激に円高が進行した。1～8月の為替相場は102円／ドルで、輸出に逆風となっている。このため、2016年1～8月の農林水産物・食品輸出額は、前年同期比0.1%増で横ばいにとどまっている。

一方、1～8月のドルベースの輸出額は、39億ドルから46.3億ドルへ18.7%の大幅な伸びとなった。2012年から2015年にかけての3年間の伸び率を大きく上回る実績を、わずか1年の間に残したことになる。

また、生産者価格を一定とすれば、円ベースでの輸出額が横ばい、すなわち輸出数量もほぼ一定とみられる中で、海外消費者はより多く支払って、つまり高価格で日本産農林水産物・食品を購入していることになる。

以上を踏まえれば、海外消費者の日本産農林水産物・食品に対する購買意欲は、着実に高まってきているものと理解できる。産地から流通業まで含む、輸出に取り組む現場の方々の積み重ねの成果である。

このことが、TPP肯定論の論拠として都合よく使われ、ミスリードによって実態を知らない多数の消費者がTPPを是とすることのないように、ここで釘をさしておく。

（なりた たくみ）

（注1）農林水産物・食品輸出額については、農林水産省食料産業局輸出促進課「農林水産物・食品の輸出促進について」2016年10月参照。

（注2）為替相場については、日本銀行統計資料を参照。

酪農経営を下支えする畜産バイオマス発電と再生敷料

—北海道江別市・(有)小林牧場の取組み—

主任研究員 河原林孝由基

1 畜産バイオマス発電の展開

畜産バイオマス発電(メタン発酵ガス化バイオマス発電)とは、家畜糞尿の嫌気発酵処理過程にて生成されるバイオガス(メタンが主成分)をもとにバイオガス発電機にて行う発電である。バイオガス燃焼に伴い発生する熱を回収することで、熱利用も可能となる。

「再生可能エネルギー特別措置法」(2012年7月施行)のもと、畜産バイオマス発電による売電は、39円/kWh(税抜)の固定価格で、20年間の買取期間が保証されている(16年10月現在)。

畜産バイオマス発電を含む嫌気発酵処理を担う施設はバイオガスプラントと呼ばれる。第1図に搾乳牛300頭規模のバイオガスプラントのモデル例を示す。プラントは原料調整槽、メタン発酵槽、ガス貯留設備・発電機・熱電併給設備、貯留槽等から構成されている。原料調整槽に投入された家畜糞尿は嫌気(密閉)状態の発酵槽で加温・攪拌され、微生物群により分解・発酵しバイオガスを生成する。それ

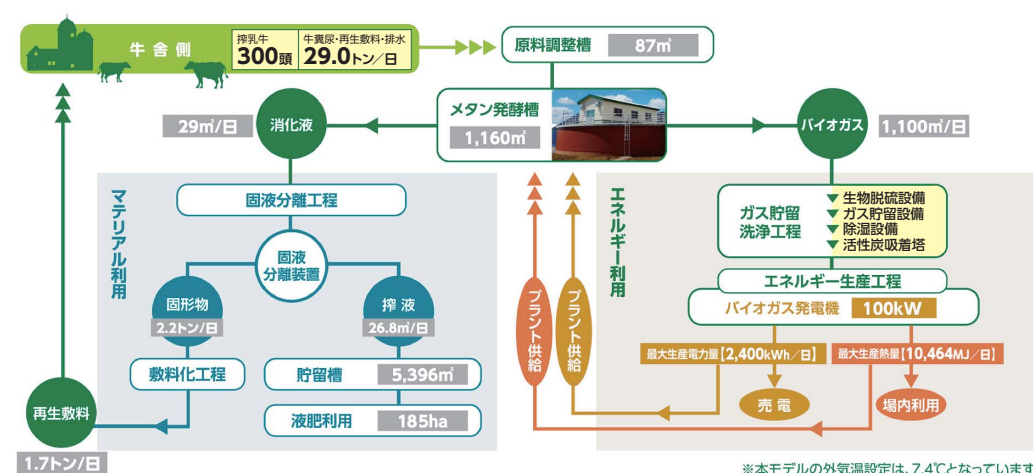
をバイオガス発電機により電力や温水といったエネルギーに変換する。また、発酵済み残渣は消化液と呼ばれ液肥(有機肥料)として利用可能である。つまり、電力・熱でのエネルギー利用と液肥などのマテリアル利用の2系統を有している。これら一連の流れは、全て自動運転となっている。

近時、マテリアル利用面で消化液の固液分離を行い液分(搾液)は液肥として、固形物を敷料^(注)として再生・再利用する技術(以下「再生敷料」)が登場し注目されている。ここでは畜産バイオマス発電を導入し、いち早く再生敷料の仕組みを確立した(有)小林牧場の事例を紹介することとしたい。

2 (有)小林牧場の事例 —再生敷料を中心に—

(有)小林牧場は北海道江別市に位置し、搾乳牛頭数300頭規模、牧草地・飼料畑185haを有する大規模酪農経営体である。当牧場では、飼養頭数の増加によるフリーストール牛舎(放し飼い牛舎)の建設に際し、再生敷料の仕組み

第1図 バイオガスプラントのモデル例(搾乳牛300頭規模)



出所 コーンズ社提供資料

を組み込んだバイオガスプラントを計画し11年に稼働させた。プラントは、わが国バイオマス発電事業のパイオニアである CORNES & COMPANY LIMITED (コーンズ社) の全面的な協力のもと設計・施行を行い、再生敷料については同牧場専務の米国での視察経験に基づきコーンズ社が具体的な設計を行った。

近年、敷料は木質系原料(おが粉など)の性能が評価され利用が増えている一方で、おが粉に適した木材は木質バイオマス発電向けの需要が大きいことも相まって価格は高騰している。酪農経営における費目別生産費(「畜産物生産費」農林水産省統計)をみても、05年～14年の10年間で敷料費の上昇率はトップ(53%)で、とくに09年以降に急上昇している。敷料費の価格高騰は経営を圧迫する要因のひとつとなっているが、同牧場では繰り返し利用する再生敷料を使用することで新規購入を不要とし敷料費を抜本的に削減している。

図にも示しているが、再生敷料生産の仕組みとしては、フリーストール牛舎から排出されるスラリー状の糞尿(敷料混じり)をメタン発酵槽で発酵させた後、消化液を建屋(写真1)の二階に設置した固液分離機(写真2)に送り込む。固形物は押し出され一階に落下(写真3)し、液分はパイプを通して屋外の貯留槽に送られる。落下した固形物はホイールローダーで堆肥舎に移動させる。そこで乾燥と好気性発酵が進み再生敷料として完成する。

固液分離機の運転も自動化されており、作業時間は1時間程度である。大掛かりな機械装置ではないが、プラント設計時に固液分離の仕組みを組み込んでおくことが望ましく、追加設置はプラント全体の構成変更となり相応の費用がかさむことに留意が必要である。



写真1 建屋全景



写真2 固液分離機



写真3
再生敷料が落下

同牧場が位置する江別市は札幌市に隣接し都市化が進んでおり、住宅や学校が接近しているため、家畜糞尿処理では一層の臭気対策が求められる。バイオガスプラントでは嫌気性発酵/密閉処理を行うことで臭気の問題を解決しており、これもプラント導入を決めた大きな要因となっている。「バイオマスエネルギーは街と共存するための選択肢」でもあると語られていた。

3 酪農業の直面する課題と解決策の示唆

バイオガスプラントでは、畜産バイオマス発電による売電が収入の大部分を占めるが、それ以外にも熱エネルギーの利用や液肥・敷料といったマテリアル利用による直接的な収益効果、労働負担の軽減、臭気対策や循環型農業の志向といった経済的・社会的便益が認められる。

再生敷料は、近年経営を圧迫している購入価格の高騰に対し、敷料費を抜本的に削減する解決策となる画期的な技術といえる。このような直接的な収益効果に加え、メタン発酵過程で消化液内の病原菌・寄生虫の不活性化が顕著であることから、牧場外からの購入敷料由来の病原性微生物の侵入を防止できるといった効用も期待できる。また、敷料として繰り返し利用するという資源循環の意義も大きい。

畜産バイオマス発電への取組みは酪農経営の下支えをし、バイオマス資源循環やエネルギー生産も取り込んだ農家複合経営の態様として大きな可能性を内包しているといえる。

(かわらばやし たかゆき)

(注)牛舎で飼養する牛の寝床に敷くもので、稲わら、^{はっかん}麦稈、おが粉、もみ殻などを利用する。敷料を敷くことで硬い床による牛体の損傷を防ぐ。

衛生管理の高度化と観光業との連携に向けて

——茨城県磯崎漁業協同組合——

研究員 亀岡 鉦平

現在、漁協を核とした漁村活性化の取組みが全国的に進展している。水産庁の施策である浜の活力再生プランは、その手段の一つとして位置づけられるものと言える。もっともひと口に漁村の活性化と言っても、そのために採られる方法には、例えば販路拡大、ブランド化、高付加価値化、地産地消、魚食普及、後継者育成・移住促進といったように幅広い選択肢があり、各地域において実際にどのような取組みがなされるのかは、各地域の漁業のあり方に規定されるものである。

今回は、荷捌所の新設、観光業との連携といった点に特色のある茨城県ひたちなか市の磯崎漁協の取組みを紹介する。

1 磯崎漁協の概況

磯崎漁協で行われている主要な漁業種類は船びき網漁業と小型底びき網漁業であり、シラス、ヒラメ等を中心に漁獲している。また、漁協自営で陸上アワビ養殖が行われている。現在の組合員数は、正組合員28名、准組合員10名である(1世帯複数組合員制)。正組合員の年齢構成は、20代1名、30代2名、40代10名、残り15名は50代以上となっており、高齢化の進行がうかがえる。組合員組織としては、ヒラメの中間育成・児童による放流体験等を行う漁業研究会とフノリの加工販売を行う女性部がある。

2 高度衛生管理型荷捌所の新設

現在の磯崎漁協の荷捌所は、高床・閉鎖型といった特徴を備えた高度衛生管理型施設と

して2015年4月に新設されたものである。荷捌所を新設した直接の理由は、旧荷捌所の東日本大震災による被災である。旧荷捌所は老朽化の進んだ施設だったこともあり、復興交付金を利用して新たに荷捌所を建設することになった(施設内の設備内容等は第1表を参照)。

この新しい荷捌所が高度衛生管理型施設として新設された背景には、震災のほかに二つの事情があった。

一つ目は、行政サイドの勧奨があったことである。現在水産庁は、食の安全に対する関心の高まりを受けて、産地市場や荷捌所における衛生管理の高度化を推進している。滅菌海水が普及したことにより、水産物流通における衛生管理の課題が、単なる鮮度維持(主に腸炎ビブリオ対策)から、ノロウイルス等の汚染物質の物理的防御に全国的にシフトしているという点も重要である^(注)。被災地の主要市場が「高度衛生管理基本計画」を立案のうえ整備されているように、今般の流通施設整備においては衛生管理対応の強化が基本路線となっており、磯崎漁協の荷捌所整備もそのような方向性に沿ったものである。また磯崎漁協の荷捌所は、大日本水産会が定めた「優良衛

第1表 磯崎漁協荷捌所の設備内容

磯崎漁協荷捌所の設備内容
・延べ床面積376㎡ ・高床式・閉鎖型 ・活魚水槽2層 ・製氷機(2トン/1日) ・貯氷庫(3トン) ・冷蔵庫(17.2㎡) ・海水ろ過および紫外線滅菌装置 ・作業場(場内に急速冷蔵庫1台、冷凍庫2台、冷蔵庫2台)

資料 筆者作成

生品質管理市場・漁港認定基準」をクリアした13事例のうちの一つでもある。

二つ目は、築地市場の豊洲移転が意識されたためである。従来磯崎漁協は、セリを行う産地市場を保有していないこともあり、漁獲物の大半を築地市場の卸売業者に直接販売するという流通体制を構築してきた。そこで、築地市場の移転先である豊洲市場が衛生管理水準の向上を謳っていることから、産地としても消費地市場の水準に合わせた対応が必要だと考えられ、高度衛生管理型の荷捌所として整備されることとなった。

衛生管理の高度化それ自体は、商品としての水産物に直接的に付加価値を付与するものではなく、したがって魚価の向上を約束するものではない。しかし、衛生管理水準の向上に対する社会の要請は無視できないものがある。磯崎漁協はその点を自覚的に捉え、今回のタイミングを機に新たに荷捌所を建設した。また、荷捌きの流れそのものは旧荷捌所と同様のものとすることで使いやすい施設としたり、組合員への管理マニュアルの周知、基本的な注意事項の掲示を行ったりと衛生管理の実践面にも配慮がなされている点には、今後の他地域における施設整備に対しても示唆するものがあると考えられる。

3 観光業との連携強化を目指して

—養殖アワビの活用—

磯崎漁協の浜の活力再生プランの特徴として、自営事業で養殖したアワビの活用、特に観光業との接合がテーマとなっている点が挙げられる。プラン以前から磯崎漁協の養殖アワビは消費者の評判となっており、港でアワ

ビを食べるイベントが観光バスのコースに組み込まれるなどしていたが、これまでは受動的に観光客を受け入れアワビを提供するだけだった。しかし、直近では養殖量6,000個中1,000個がツアー客向けで消費されていることもあり、プランを機に重要な販路として位置づけることになった。PR戦略としては、あえて観光地らしくせず、素朴な漁村らしさを魅力として打ち出すことを考えているという。くわえて、未利用魚や魚価の低い魚の加工品提供も検討されており、施設としては荷捌所内にある加工場が利用される構想である。

磯崎漁協における浜プランの取組みは、新しい施設も活用しつつ、従来からある取組みの延長として実践されている点に特徴があり、またそうであるからこそ着実な成果が見込めるものになっていると考えられる。

4 地域社会と地元漁業の関係の深化に向けて

今後の課題としては、地元との関係性の強化が挙げられる。流通構造としての築地直送、観光対応の強化といった現在の磯崎漁協の取組みは、地元の外の需要に目を向けたものである。したがって、地元住民が前浜の水産物に親しむ機会を増やすためには、別の取組みが必要となる。他方で、ひたちなか市では全国的にも珍しい魚食普及条例(「ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例」)が今年3月に制定されており、地元漁業への関心が高まる気運がある。漁協としても、条例制定を受けて、道の駅や地元JAとの連携を通じた形での地域社会との接点の拡大を模索しているとのことであった。流通、物量、労力といった点に難しさはあるものの、今後も漁協のイニシアティブが必要とされる場面は少なくないと考えられる。

(かめおか こうへい)

(注)HACCP認定加速化支援センター(2016)『水産物の価値を守るための産地市場の品質・衛生管理』3頁。

農林金融2016年10月号**農業共済の現状と収入保険導入の課題**

(清水徹朗)

農業共済制度は、戦前の家畜保険と農業保険を受け継ぎ、農業災害補償法(1947)に基づいて発足したものであり、これまで農業経営の安定や食料安全保障に重要な役割を果たしてきた。

米国やカナダでは収入保険が普及しており、日本でも農業共済制度を活用した収入保険の導入の検討が進められている。しかし、収入保険だけでは農業所得の安定は実現できず、また現在検討されている収入保険は対象を一部の農業経営に限定しているなどの問題があり、収入保険導入に当たってはさらなる検討・研究が必要である。

今後、収入保険導入を契機に農業経営における簿記・会計の整備が求められることになり、農協は農業共済との連携を強化して農業経営管理支援に取り組む必要がある。

(外部寄稿)**フランスにおける農業指導の組織と役割**

(信州大学・大阪府立大学 名誉教授 桂 瑛一)

フランスの農業指導の実態を見聞する機会を得た。技術・経営・販売の一体的指導を行う農協、技術指導中心の農業会議所、記帳と税金申告の代行を含む経営指導中心の農村経済コンサル協会を調査対象とした。いずれも生産者の主体性を尊重する仕組みの全国に展開する組織であり、相互に分担し連携する体制になっている。

組合員の経営発展を志向する農協、地域農業の振興を掲げる農業会議所、税金の申告代行にとどまらない高度の経営指導のあるべき姿として見据える農村経済コンサル協会、それぞれの組織の指導に関するより現場に立ち入った実態の確認と、それを踏まえた当事者の今後への模索の方向と課題認識に、わが国の農業指導のあり方に関する手がかりを見いだすことが調査研究の課題である。

農林金融2016年11月号**食料消費構造の変化と食品小売業の対応**

(堀内芳彦)

わが国の食料消費は、実質賃金が低下傾向にあるなか、節約による内食志向に加え、高齢化・共働き世帯と単身世帯の増加による利便性志向の強まりから調理食品の消費が増えている。また、米・魚離れで高齢者も含め肉好きの洋食化が進むなか、健康へのこだわりからサラダ食材中心に生鮮野菜の消費も足元やや増加している。

こうした食料消費構造の変化に対応したスーパーやコンビニ等が、近年、売上げを伸ばしてきている。足元では、首都圏中心に小商圏内での業態を超えた競争が激化するなか、スーパー業界では、経営戦略として大手総合スーパーも含め地域密着での個店経営を強化し、商品戦略として、集客の鍵となる青果を中心とする生鮮食品と惣菜を強化する動きが増えている。

(情勢)**根釧地域の酪農をめぐる動向**

(平田郁人)

バター不足に代表されるように、生乳供給が不安定化している。一方、指定団体制度に関する規制改革会議等での問題提起もあり、生乳の生産・流通に関する議論が続いている。この背景には、酪農の生産基盤の弱体化がある。そのため、わが国最大の酪農産地である北海道根釧地域(国内生乳生産シェア2割)の酪農情勢をめぐる動向について紹介し、一連の議論の一助としたもの。明治期以降の根釧酪農の発展経緯を概説しその要因を明らかにしたうえで、根釧酪農の現状と農協の取組みについて解説した。

根釧酪農の今後の課題は、飼養管理技術の向上、牧草地の質的改善、離農跡地の引受けと農地の交換による集約化の継続、畜産環境問題への取組み、集落機能と地域インフラ維持である。

農林金融2016年10月号

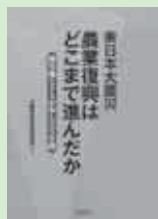
〈シンポジウムの記録〉

農業の競争力を強化する産学官連携の取組み

2015年5月に農林中央金庫は、オランダの協同組織金融機関であるラボバンクとの戦略的提携を締結した。戦略的提携の一環として、農林中央金庫、農林中金総合研究所、ラボバンク、オランダのフードバレー中核機関であるワーヘニンゲン大学研究センター(WUR)の四者により、16年6月に農業における産学官連携をテーマとしたセミナーを都内で開催した。本稿はその概要を農林中金総合研究所の責任においてとりまとめたものである。

優に100名を超える参加者を集めた同セミナーでは、日本とオランダから有識者が登壇して基調講演を行い、オランダ農業の実情を伝えるとともに、日本農業の競争力強化に向けた産学官連携の取組みの現状と課題を踏まえ、オランダを参考に今後日本で強化すべきポイント等を議論した。

発刊のお知らせ



**東日本大震災
農業復興はどこまで進んだか**
被災地とJAが歩んだ5年間
(株)農林中金総合研究所 編著

2016年10月1日発行 B6判223頁 定価1,800円(税別)
(一社)家の光協会

本書は、東日本大震災からの被災地の農業復興の歩みについて、5年間にわたって(株)農林中金総合研究所が現地で調査を行ってきた記録をとりまとめたものである。

目 次

はじめに

- 第1章 農業復旧・復興施策とJAの役割
 - 第2章 未曾有の津波被害からの復興—宮城県の実践
 - 第3章 復興過程で発揮される協同の力—岩手県の実践
 - 第4章 風評被害克服と営農再開—福島県の実践
- むすびにかえて—被災地の農業復興とJA

金融市場

2016年10月号

潮流 「公平な競争機会」の疑わしさ

情勢判断

- 1 低調さは残るものの、薄日も差し始めた国内景気
- 2 2016～17年度改訂経済見通し
(2次QE公表後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 9月利上げは見送るも、年内12月利上げの可能性
- 2 目先の下振れリスクは一旦後退した中国経済

今月の焦点

ヒラリー氏とトランプ氏との経済政策比較

分析レポート

- 1 国民の困窮から見た欧州における政治リスクの強まり
- 2 地方創生の拠点として期待される「道の駅」③
- 3 貸家が牽引する住宅着工と伸び鈍化の住宅ローン残高

海外の話題

中国女子バレーボールの郎平監督

2016年11月号

潮流 先行き原油価格はどうなるか?

情勢判断

持ち直しフェーズへの移行を探る国内景気

情勢判断(海外経済金融)

- 1 消費主導で総じて堅調な経済情勢
- 2 不動産やインフラへの投資で下支えされた中国経済

分析レポート

- 1 反グローバル化の強まりと欧州経済
- 2 地方創生の拠点として期待される「道の駅」④
- 3 知的資産経営支援と地域金融機関

海外の話題

バレンタインデー、ハロウィンの次は?

美しい日本の原風景を失わないためにできること

久留女木竜宮小僧の会 事務局 鈴木一記

「本番入ります！」監督の掛け声がこだますると、100人近いスタッフが一斉に静まり返り、役者の迫真の芝居が始まる。10月7日、2017年の大河ドラマ「おんな城主 直虎」の撮影が、久留女木の棚田で行われました。

久留女木の棚田は静岡県浜松市北区引佐町^{いな さ ちやう}の山の中にあり、戦国時代に井伊家の隠し田として開墾が進んだといわれています。まさに、当地の物語を当地で撮影するということで、村の衆は大喜びでした。

撮影当日は、スタッフ、マスコミ、総勢200人以上で賑わいましたが、実は、この棚田も近年、過疎化や高齢化の波を受け、耕作面積は3分の1弱(2.5ha)まで減ってしまいました。ですからふだんは棚田に行っても、会えるのは多くて数人です。

このような中山間地域の状況は、全国的なことだと思います。山奥の小さな田んぼなんか効率が悪くて作っちゃ合わん。大規模集約化できない中山間地域は、農業では食べていけない。だから、地方創生という掛け声に反して、人口減少や農地の荒廃に歯止めがかからない。それが現実ではないでしょうか。

かなり素人考えですが、20年ほど前、私は思いました。棚田のような小さな農地は、産業(農業)として活用が難しいなら「自分の食べるものは自分で作りたい」という人(個人)が活用することはできないかと。そこで、まず、自分がやってみることにしました。勤めながら素人でもお米や野菜を作れるか。家族と田舎に移住して生活することは可能か。

田んぼを耕し始めて17年。田舎に引っ越し

て13年。10a(10枚)の棚田と、5aの畑(家庭菜園)程度なら十分やれることが分かりました。また、棚田でお米づくりを始めて10年が過ぎたころ「素人でもお米が作れますか？」と尋ねてくる人が現れ始めました。

中には田植えと稲刈りだけ体験したいという人もいますが、久留女木は高齢化が進んでいるのでオーナー制度などはできません。ですから、全部自分でやるなら田んぼを貸しますよということになります。でも、田んぼの作り方も稲の育て方も、全く知らない素人さんにはハードルが高すぎます。

そこで、勉強の場として「久留女木棚田塾」を発足しました。1年の農作業を1年かけて勉強し、できると思ったら来年から正式に借りる。そして、地元農家との意思疎通の場として「久留女木竜宮小僧の会」というグループに入会する。そのような仕組みにしました。現在、4名の外部耕作者と、5名の棚田塾生が、浜松市街から通ってお米づくりをしています。すると、村を出た若者の中から「自分にも何か協力できないか？」と申し出る人が現れました。

一口に田舎、棚田といっても、まだ担い手がいて、オーナー制度や観光農業で盛り上げられる地域もある反面、高齢化や過疎化が進んでしまったり、地理的条件が悪かったりして、難しい地域もあります。久留女木もそうですが、むしろ問題は後者の方です。美しい日本の原風景を失わないために、何ができるか。それぞれの地域に合った活動が必要です。

(すずき かずのり)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール itazaki@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2016年11月号(第57号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp